

# 經濟研究

第2卷 第3號

July 1951

Vol. 2 No. 3

## ドイツ中世における經濟構造變化の 問題とドープシュ教授の問題意識

上原專祿

### I

1933年6月14日、満70歳の誕生日を迎えたアルフォンス・ドープシュ教授は、その年の聖降誕節の日附のある序文を附した新著『ヘルシャフトと農民』<sup>1)</sup>を學界におくり、從來ドイツ農業・及び社會史研究上、中世初期——殊にカロリング時代——に比して取扱われることがすくなく、「繼子扱い」をうけていたドイツ皇帝時代、即ち10—13世紀に關する周到な検討と研究との結果を公表した。ドープシュ教授が晩年にいたってこの中世盛期を特に研究對象として取り上げたことには、教授自身の研究經歷上の特殊事情が存するようみえる。即ちこの書の序文にも述べられているように、教

授は一方において、その研究生活の初期(1892—1900年)に、『モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ』のカロリング朝帝王文書の刊行事業にミュールバッハーの協力者として熱心に働き<sup>2)</sup>、『ヘルシャフトと農民』において取扱われるにいたった中世盛期にとっては「基礎」と見られるカロリング時代につき詳細な研究を行い、次いで1912—13年にいたって、『カロリング時代の經濟發展』二卷<sup>3)</sup>

2) Ibid., Vorwort, III. この點については Die Geschichtswissenschaft der Gegenwart in Selbstdarstellungen, hrsg. v. Sigfrid Steinberg, 1925 に收められた、Alfons Dopsch の項、S. 6—14 參照。なお、カロリング朝帝王文書自體は、1906年にいたって漸く出版せられた、MGH. Diplomata Karolinorum I.: Die Urkunden Pippins, Karlmanns und Karls d. Grossen. Unter Mitwirkung von Alfons Dopsch, Johann Lechner, Michael Tangl bearbeitet von Engelbert Mühlbacher, 1906.

3) Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit vornehmlich in Deutschland. 1. u. 2. Bd., 1. Aufl., 1912—13; 2. Aufl., 1921—22.

1) Alfons Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit. Untersuchungen zur Agrar- und Sozialgeschichte des hohen Mittelalters mit besonderer Berücksichtigung des südostdeutschen Raumes. VIII u. 272 S., 1939.

を上梓してこの時代につき徹底的研究を行ひ、かくて中世盛期研究のための堅固な基礎を築き上げるとともに、他方においては、今世紀の初頭、ウィーン學士院の委嘱を受けて『オーストリア賃子帳』の刊行事業に従事し<sup>4)</sup>、中世盛期がそれへと流入する中世末期——殊に 13・及び 14 世紀——におけるニーダー・及びオーバー・エステルライヒ、シュタイヤーマルクの經濟・及び法制史的研究を行い、その成果を 1904 年及び 1910 年に出版せられた賃子帳の序説として公表した<sup>5)</sup>。かようにして教授は、研究經歷の比較的早期において、カロリング時代と中世末期とについて根本的検討を遂げたのであるが、更に第一次世界大戦中には、「西ローマ帝國の没落」についての批判的研究を志し<sup>6)</sup>、その結果は 1918—20 年にいたって『ヨーロッパ文化發展の經濟的・及び社會的諸基礎』二巻として公表せられたのであるが<sup>7)</sup>、そこではカエサル及びタキトゥスの時代からカール大王にいたる時代が取扱われた。かくて教授のドイツ史研究においては、カロリング時代以前の全時期と 13 世紀以後の中世末期とが一應處理すみになったわけであるが、それだけに 10—13 世紀が未だ検討を経ていないことが、まさに研究空隙として教授に強く意識せられるにいたったに違いない。かくて 1939 年の『ヘルシャフトと農民』は、この研究空隙をうめるという一事のためにも、いつかは教授が企てざるをえない研究であった、と考えられる。

4) この點については、Sigfrid Steinberg 編、前掲書、Alfons Dopsch の項、S. 14—17 参照。業績は、Österreichische Urbare, I. 1: Die landesfürstlichen Urbare Nieder u. Oberösterreich aus dem 13. u. 14. Jht., hrsg. v. Alfons Dopsch, 1904; Österreichische Urbare, I. 2: Die landesfürstlichen Gesamturbare der Steiermark aus dem Mittelalter, hrsg. v. Alfons Dopsch, 1910. の兩巨冊として公刊せられた。

5) Österr. Urbare, I. 1. IX—CCCLVII; Österr. Urbare, I. 2. IX—CLXX.

6) この點については、Sigfrid Steinberg 編、前掲書、Alfons Dopsch の項、S. 31—34 参照。

7) Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung aus der Zeit von Cäsar bis auf Karl d. Gr. 1. u. 2. Bd., 1. Aufl., 1918—20; 2. Aufl., 1923—24.

かようにして『ヘルシャフトと農民』は、ドープシュ教授にとっては、自分自身の研究間隙をうめるという意味側面をもっていたと判断せられるのであるが、教授には、その他に、學界全體において研究の著しくおくれていたこの時代の東南ドイツ地域につき諸史料、殊に賃子帳の徹底的吟味に基づく根本的な研究を行うことによって、學界そのものにおける研究の缺を補おうとする志向が存した、と考えてよからう。この書は、副題の示すところに従えば、特に東南ドイツ地域を觀察の主要對象としている。本文に入って検討すると、主としてニーダー・エステルライヒ、オーバー・エステルライヒ、シュタイヤーマルク、ケルンテン、バイエルン、パッサウ、ザルツブルク、及びチロルの諸地方が、注目すべき問題意識——この點を究明することがこの拙論の主要目標に外ならぬ——の下に、一括して觀察せられているを見出すのである。もとより、これらの諸地方中のあるものについては、すでにこの書の刊行に先きだって、社會經濟史的な・あるいは法制史的な個別研究が行われていたのであり、特に、聖堂、修道院、地方君主のグルントヘルシャフトの重要史料たる寄進帳または賃子帳の批判的刊行者たちは、近代における史料出版者のいわば一つの學術的義務として、當該グルントヘルシャフトの——またはそれを中心として關係地方の——周到な社會經濟史的解明を刊本史料の序説の部分において行うのを、常として來たのである<sup>8)</sup>。しかしながら、教授の新研究が行われるまでは、東南ドイツ地域を一括して、それを研究の意識的對象とするところの総括的觀察は成し遂げられていなかったと言つてよい。ここにこの書の一特長が認められるのであり、學界における一つの缺陷はこれによって充たされるにいたった、と言うべきであろう。

8) たとえば、Oswald Redlich, Die Traditionsbücher des Hochstifts Brixen (Acta Tirolensia, I), 1886; Alfons Dopsch, Österr. Urbare, I. 1. u. 2., 1904 u. 1910; Theodor Bitterau, Die Traditionen des Hochstifts Freising, 2 Bde., (Quellen und Erörterungen zur bayerischen und deutschen Geschichte, N. F. 4. u. 5. Bd.), 1905 u. 1909; Adam Maidhof, Passauer Urbare, I, 1933.

しかしながら、『ヘルシャフトと農民』の眞の學術的意義が著者自身の研究空隙と學界の研究缺陷とをいわば機械的にうめる點に存したのでないことは言うまでもない。この業績に對して單に外面的吟味を加えただけでも、われわれは、教授がドイツ社會經濟史の時間的全展開の中から 10—13 世紀といふ一時期だけを切りとつて、この時代につき孤立化的考察を行つたのではなく、またドイツ社會經濟生活の空間的全領域の中から東南ドイツ地域といふ一地方だけを取り上げて、ある點では東北ドイツ地域と似通つたこの植民地域につき排他的研究を行つたのでもないことを、見出すであろう。教授の研究は、時間的には、一方においてカロリング時代から更にメロヴィング時代へと過り、他方において中世末期にまで——時には近世初頭にまで——降る發展の全時期に對して注意を拂い、また、空間的にはドイツの全地域、なかんずく西北方・及び西方地域を常に視野の中に取り入れ、この全展望の下に東南ドイツ地域の 10—13 世紀といふ『中間物を全經過のうちに排列すること』(序言 VI)、またはこの時代を『經濟の全經過のうちに有機的に且つ無理なく組み入れること』(163 頁) を志向するものであった。この目的のために教授は、東南ドイツ地域とその他の地域との兩面にわたつて、各種のモノグラフィーを批判的に援用したばかりではなく、原史料自體を批判的に直接利用するという歴史研究の公道をきびしく追及した。その結果教授は、ドイツ農業・及び社會史研究上、學界の通説または定説となつてゐた見解と鋭く對立するところの新結論に到達した、と信ずるにいたつた。即ち、教授の確信するにいたつたところによれば、從來學界において、ひとえに北ドイツ地域に特有のものと考えられており、東南ドイツ地域についてはその存在が否認せられていた多くの制度や經濟形態——たとえば、Meierrecht, Wachszinsigkeit, Rittergut, Guts-herrschaft など——は、東南ドイツ地域においてもその存在が實證せられうるのである。そればかりではない。今まで社會經濟史學界において、總じてドイツ中世盛期の時代的特徴をなすものと想定せられて來た諸事象は、教授の主張によれば、こ

の中世盛期に先行する諸時代にもそれに續く諸時期にも、同様に存在すると結論せられうるのである。多數の新モノグラフィーと原史料とに基づくところの、ドイツ諸地域と中世諸時代との對比における中世盛期の東南ドイツ地域に関する教授の研究は、後段で立ち入つて述べるように、時代的・並に地域的特徴をいわば個性的なものとして浮かび上らせる代りに、特性的なものとして信ぜられていたところのものを抹消し、差別性を越えたところにある全一的な畫象を作り上げようとする。

特に注目すべきは、『中世盛期において經濟の構造變化が行わられたか』(“Gab es im Hochmittelalter einen Strukturwandel der Wirtschaft?”) と題する第 8 章であり、そこでドープシュ教授は、およそ 12—13 世紀のころドイツの經濟構造——なかんずく、グルントヘルシャフトのそれに——根本的な變化が生じた、と思推して來た從來の見解を、否定せらるべきものとした。『單にドイツにおいてだけではなく、きわめて一般的に、中世盛期においては農業經濟の組織に根本的變化が成し遂げられた、という見解が行われている。ひとは通常、古いヴィリカチオ體制の解體と自由な土地利用諸形態への移行とについて、または自營農業の放棄と小作・並に賃子地制度によるそれの代替とについて、説くのである』(129 頁)。教授自身によってこのように要約せられた一般的見解は、教授の確信によるならば、今や改められねばならないのである。その一般的見解を代表するものとして、教授によって擧げられた經濟史家はカール・ラムプレヒト、イナマ・シュテルネック、ケツ・シュケ、クーリッシャー、テオドール・マイヤー等であるが(129—131 頁)，特に注意を要するのは、『オーストリア賃子帳』の編纂當時における教授自身が批判の對象になつてゐる點である<sup>9)</sup>。そしてドイツの學者の他に、マルク・ブロック、ベルランのごときフランスの研究者、リプソンのごときイギリスの學者がやはり批判せらるべきものとして掲げられている(131 頁、注 5 と 6; 135 頁、

9) Hofschaft und Bauer, S. 131, n. 2. そこでは Österr. Urbare, I, 1, Einl., S. CXIII の記述がそれとして指摘せられている。

注<sup>8</sup>)。そして、私の舊稿『クロスター・ノイブルク修道院のグルントヘルシャフト』(1929年)における所説のごときものも、教授の新研究からするならば、おそらくは批判を受くべき見解に立つものであろう。事實、この舊稿が拙著『獨逸中世の社會と經濟』(1949年)の第7論文として再び學界に問われたとき、若干のすぐれた研究者によって、この第7論文とドープシュ教授の第8章との間に見解の相違の存することが鋭く指摘せられた<sup>10)</sup>。この見解の相違につき所見を報告することは、研究者の當然の義務であろう。しかしながら、兩者の間に存する眞に巨大な距離——しかし、それは「見解の相違」という表現では足りない——について若干の報告をなしうるためには、更めてすぐれた歴史家ドープシュの全存在と微々たる一學究のそれとを對比するという、緊張を要する操作を回避するわけにはゆかない。本稿は、かようの操作の一端として、第8章を中心として『ヘルシャフトと農民』に現れた限りのドープシュ教授の研究方法と問題構成、なかんずくその問題意識を明かにすることを主たる目的とする。

## II

前節の末尾に掲げた諸點を明かにするに先きだって、その準備操作として、先ず教授が自著をも含めていかなる文献をいかに援用しているか、またいかなる史料をいかに利用しているかをたしかめて置く必要がある。

最初に文献についてであるが、教授は前に掲げたラムプレヒト、イナマ・シュテルネック、ケツシュケ、クーリッシャー、テオドール・マイヤー、マルク・プロック、ペルラン、リプソン等を概ね批判の対象とすべきものと考えているのであって、單純に依據しうべきものとは考えておらない。これに反して、他の諸章の場合と同様に第8章においても、教授が最も重視している文献は自著『カロリング時代の經濟發展』二卷(初版、1912

—13年。二版、1921—22年)に外ならない。この書は、少くとも二様の仕方において、『ヘルシャフトと農民』における10—13世紀の社會・及び經濟現實の究明に對して、決定的に重要な作用を及ぼしているように考えられる。第一に、『カロリング時代の經濟發展』において教授がその時代の重要史料たる「傳カール大王御料地令」、「資財書範例」、「諸寄進帳」及び「諸賃子帳」の性格と價値について到達したところの、史料のいわば偏向性への認識、なかんずく「賃子帳」の供述範囲の有限性への認識が、そのまま、10—13世紀の諸史料の性格と供述範囲とに関する教授の一般見解として受けつがれていることが注目せられる<sup>11)</sup>。第二に、『カロリング時代の經濟發展』において諸史料の批判的利用に基づいて獲得せられたところの、カロリング時代の社會・及び經濟現實の畫象的認識が、10—13世紀の畫象形成に、強力に寄與していることが注目せられる。教授は、カロリング時代の社會・及び經濟現實に關して、封鎖的ヴィリカチオ體制の存在を否認し(『カロリング時代』、I、151頁以下), グルントヘルによる自營農業の支配的存在の代りに賃子地の重要性を主張し(同書、192頁以下及び283頁以下), 土地貸附についてはすでに自由な形態の存在したことを指摘し(同書、276頁以下)・その時代における自營農業の放棄とヴィリカチオ體制の解體とを示唆する事實にも注意を拂った(同書、278頁以下)。カロリング時代に關するかよの畫象的認識は、10—13世紀の社會及び經濟に關する即史料的研究の際の問題のたて方に對して深く作用しているばかりでなく、即史料的研究操作の結果として始めて得られるはずの畫象的認識の内容についても、ある程度まですでに豫告を與えているように見える(『ヘルシャフトと農民』、133—135頁)。

このように『カロリング時代の經濟發展』が、『ヘルシャフトと農民』第8章における研究に對して、認識源泉の性格規定、即史料的考證における問題のたて方、畫象の内容などの主要點において

10) 堀米庸三氏、『史學雜誌』第58編第5號(1949年11月)88頁。高橋幸八郎氏、歴史學研究會編『世界史の基本法則』(1949年12月)、42頁。同氏、『市民革命の構造』(1950年)89—90頁。

11) Karolingerzeit, I, 2. Aufl., S. 26—119, 特にS. 117 ff. と Herrschaft und Bauer, S. 133 f. とを比較せよ。

て、いわば決定的に作用しているのに反して、他の文献は少くともこの章に關する限り、多くは單にデータをその中から汲みとるために用いられているに過ぎぬよう見える。この最後の點に役立つと思惟せられる限り、教授は、古文献たると新文献たるとを問はず、またドイツ・オーストリア學界のものたると外國學界のものたるとを論ぜず、ひろく引用する勞を惜しまないのであるが、それは教授自身の獨自のたて方における問題を獨自の仕方で處理するための素材を蒐集する意味のものに外ならない。かようにして、ドイツ中世に關する新舊文獻の他に、フランス農史に關するマルク・ブロックの研究<sup>12)</sup>、イギリスのマナーに關するグレイの論稿<sup>13)</sup>が引かれている。このグレイの研究(1914年)と『ヘルシャフトと農民』(1938年降誕節の序文)との間に、イギリスのマナー研究に問題を投じたコスミンスキイの二論篇<sup>14)</sup>、ポスタンの一論文<sup>15)</sup>の發表せられていることは、わが國の學界では今日周知の事實に屬するのであるが、注意すべきことには、ドープシュ教授は自著のうちにそれらの何れをも擧げていない。もし教授がこれらの論考の存在に注意したとすれば、問題のたて方や處理の仕方に影響するところがあったであろうか、それとも依然として、それらの研究の中から自己のたて方による問題の追及のためのデータを汲みとるに過ぎなかつたであろうかは、もとより何れとも定めがたいけれども、後段で考える教授の問題意識の基本性格からするならば、影響するところ多くはなかつたであろう。何れにしても教授は、コスミンスキイ、ポスタンの研究に關わ

りなく、『カロリング時代の經濟發展』以來の問題構成の下に、10—13世紀を究明したのであり、その問題構成とそれを貫ぬく問題意識とは、後述するように、ドープシュ教授に固有且つ獨特のものであったように考えられる。

次に第8章を中心として史料の利用情況に一瞥を投じよう。先ず、本書が主要對象としている東南ドイツ地域についてみると、第一に、刊本史料の存する限り、ニーダー・エステルライヒ、オーバー・エステルライヒ、シュタイヤーマルク、ケルンテン、バイエルン、バッサウ、ザルツブルク、チロルの諸地方が、輕重の差を設けることなく一律に、史料に即して検討せられていること、第二に、刊本史料のうち寄進帳と賃子帳とが最も顯著に利用せられており、それを補足するものとして他の文書類が利用せられていることを、發見する。特に賃子帳への教授の顧慮は頗る大であって、前に挙げたウィーン學士院刊行のオーストリア諸賃子帳、マイドホーフ編纂のバッサウ賃子帳などのほかに、Fontes rerum austriacarum 所收のものの利用が注目せられる。それにも拘らず、東南ドイツ地域の刊本賃子帳の一切が用いられているわけではなく、たとえばクロスター・ノイブルク修道院に關しては、Fontes rerum austriacarum, II, 4 の寄進帳、同じく II, 10 の文書集は盛んに用いられているけれども、同じく II, 28 の賃子帳、また『クロスター・ノイブルク修道院年報』、V (1913年)に收められたルードヴィッヒ刊行の賃子帳——拙著『獨逸中世の社會と經濟』第7論文の主史料——は、何れも利用せられておらない。轉じて、東南ドイツ以外の地域についてみると、第一に、ドイツ各地域が一様に顧みられているのではなく、史料に即して検討せられた地方は、主として西北方及び西方地域に限られていること、第二に、刊本史料のうち、やはり寄進帳及び賃子帳が特に重視せられていることがわかる。この第一の點につき少しく立ち入って吟味すると、最も頗繁に利用せれている史料はライン及びその支流地域のものであり、これを南から北へと順次に算え上げてゆくと、エルザス北方についてシェッフルリンの文書集(J. D. Schöpflin, Alsatia diploma-

12) Marc Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, 1931.

13) H. L. Gray, *The Commutation of Villein Services in England before the Black Death*. *English Historical Review*, Vol. XXIX, 1914.

14) E. A. Kosminsky, *The Hundred Rolls of 1279—80 as a Source for English Agrarian History*. *Economic History Review*, Vol. III, 1931; *Services and Money Rents in the Thirteenth Century*. *Economic History Review*, Vol. V, 1935.

15) M. M. Postan, *The Chronology of Labour Services*. *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th Series, Vol. XX, 1937.

tica, 1772 f.), ヴュルテンベルク地域について國立文書館刊行の文書集 (Wurtembergische Urkundenbuch, hrsg. v. dem kgl. Staatsarchiv in Stuttgart, 1849 ff.) 及びミュラー編纂の賃子帳 (K.O. Müller, Altwürtembergische Urbare, 1934), 中部ライン及びモーゼル地域についてギュンテル編のライン=モーゼル文書集 (W. Günter, Codex dipl. Rheno-Mosellanus, 1822 f.), バイエル等編の中部ライン文書集 (H. Beyer, L. Elster u. A. Goetz, Urkundenbuch zur Geschichte der mittelrheinischen Territorien, 1860 ff.), 下部ライン地域についてラコムブレット編の下部ライン文書集 (Th. J. Lacomblet, Urkundenbuch für die Geschichte des Niderrheins, 1840 ff.), ヒリガー及びケッツシュケ編ライン賃子帳 (Rheinische Urbare, Bd. 1: S. Pantaleon, hrsg. v. B. Hilliger, 1902; Bd. 2: Werden, hrsg. v. R. Köttschke, 1906), ナッサウ地域についてメンツェル及びザワー編の文書集 (Nassauisches Urkundenbuch, hrsg. v. K. Menzel u. W. Sauer, 1885 ff.), ウェストファーレン地域についてその文書集 (Westfälisches Urkundenbuch, 1847 ff.), ミュンスター地域についてキンドリンガーの雑纂 (V. N. Kindlinger, Münsterische Beiträge, 1787 ff.), 等の諸史料が縦横に駆使せられているのを見出す。ライン及びその支流地域については、以上の史料のほかに、各種の Lex familiae またはそれに準ずるものとの利用が行われており、この地域への教授の關心が大であったことを示唆しているよう見える。しかるにライン及びその支流地域以外のものとしては、わずかにニーダー・ザクセン文書集 (Urkundenbuch des hist. Verein für Niedersachsen, 1846 ff.), ハッセ編のシュレスヴィッヒ=ホルシュタイン=ラウエンブルク文書集 (P. Hasse, Schleswig-Holstein-Lauenburgische Regesten u. Urkunden, 1886 ff.) などが散發的に利用せられているに過ぎない。ドイツ全地域にわたるグリムのワイステューマー (J. Grimm, Weistümer, 1840 ff.), レルシュ=シュレーダーの文書選 (H. Lörsch u. R. Schröder, Urkunden zur Geschichte des deutschen Privatrechts,

1874), ヴォップナーの文書選 (H. Wopfner, Urkunden zur deutschen Agrargeschichte, 1928) は、もとより利用せられているのであるが、ドイツ諸地域が平等に顧みられたのではないことは明白である。即ち、エルベ=ザーレ流域以東の地方はもとより、中部ドイツ地域のごときも、殆んど顧みられてはいないのである。

### III

『ヘルシャフトと農民』第8章におけるドープシュ教授の文獻及び史料の利用情況の觀察は、この章における問題構成上及び研究方法上の特徴を明かにするための豫備操作に過ぎない。進んでこの章の本文の分析に入ろう。

第8章全體を蔽う基本問題は、章題が明示している通り、『中世盛期において經濟の構造變化が行われたか』である。この問題は、中世盛期の末期における農業經濟の構造についてラムプレヒト、イナマ・シュテルネック等が想定していた見解に對して、ドープシュ教授自身が『カロリング時代の經濟發展』においてすでに到達したところのカロリング時代の畫象的認識を媒介として、反問を行ったものとして、印象づけられる。中世盛期そのものに關する即史料的研究に入るに先きだつて、單にカロリング時代の畫象的認識の若干を回想することによって (133—135 頁)，すでに『事實、經濟經營には何ら激變が生じなかった』(135 頁) と結論を下していることが、この印象の正しさを證據だてている、と思う。しかしながら、章題の基本問題に確實に答えるためには、中世盛期そのものについて直接吟味を加えねばならぬのは言うまでもない。かくて教授は、中世盛期自體につき質證的研究に入るのであるが、検討そのものは、更に一連の問題設定の下に行われてゆく。

先ず第一に提起せられ、章末にいたるまで中核をなしていた問題は、10—13世紀のドイツにおいてグルトンヘルによる自營農業は廢棄せられたか、というかたちに要約せられうるものであろう。これを假りに第一類の問題と名づけると、この第一類の問題は更に四群の問題によって構成せられていることを發見する。このうち第一群の問題は、

グルントヘルによる自營農業の廢棄を推論せしめるものと想定せられていたところの、賦役のいわゆる「解消」は果して行われたか、を問うものであり(135—137 頁)，**第二群**の問題は、ヴィリカチオ=直營地のいわゆる「分割」は果して行われたか、を問うものであり(138—139 頁)，**第三群**の問題は、ヴィリカチオ=直營地の新設または擴大という逆現象が生じなかったか、をたずねようとするものであり(139—147 頁)，**第四群**の問題は、第一群から第三群にいたるすべての問題點において、俗人グルントヘルの場合にはどうであったかを問うものである(150—154 頁)，と言うことができよう。

以上のうち**第一群**の問題——賦役の解消は果して行われたか——には、更に少くとも三つの問題が含まれている。その第一は賃労働と賦役とが共存する事實はなかったかを問おうとするものであり、その第二は賦役制がグルントヘルによって放棄せられる場合の主要動機は何かをたずねるものであり、その第三は直營地の分割、自營農業の廢棄はグルントヘルの所期した增收を現實にもたらしうるか、を問おうとするものである。また**第二群**の問題——ヴィリカチオの分割は果して行われたか——は、主として、諸賃子帳中の定型句たる“*villicatio destructa et villicis locata*”の語句解釋の問題として、提起せられている。更に**第三群**の問題——ヴィリカチオの新設または擴大という逆現象が生じなかったか——には、第一群第二問題の場合と同様に、ヴィリカチオの新設または擴大の主要動機は何かをたずねる問題が含まれていることが注意せられる。

右の第一類の問題設定に對してそれを側面から補足するかたちで、**第二類**の問題が提起せられている。直營地の賃貸、それの世襲貸附、分益農は、グルントヘルの自營經濟から貸附地が離脱することを意味するか、というのがその問題である(147—150 頁，154 頁)。この問題に關連して、開墾、新墾地、ペウンデは、グルントヘルの自營經濟から土地が喪失されてゆくことを意味するか、という問題が考えられている(156—162 頁)。

ドープシュ教授の研究方法と問題構成、それらを貫ぬく問題意識について考えることを課題とす

るこの拙論の志向からすれば、右に掲げられた諸問題について教授がいかなる事實を發見し、いかなる結論に達したか、またその新なる發見と結論とが社會經濟史學界に何をもたらしたかを論定することは、必ずしも必要ではなかろう。拙論の志向にとって最初に重要なことは、問題構成上の特徴、それと關連して研究方法上のそれを見出そうと努めることであらねばならない。このような視角から右に掲げられた問題——それ自體はすでに私によって若干の整理が行われたものであり、その限りで私の主觀が入りこんでいるものであるが——を吟味すると、次のような諸特徴が見出されて来る。

**第一に**ドープシュ教授がここに提起した問題は、悉く——但し、次に指摘するきわめて重要な例外の場合を除いて——、ラムプレヒト以下の經濟史家たちが 12—13 世紀におけるドイツの社會と經濟につき一般的・且つ基本的事實として認めて來た命題に對する反問、という形式と内容とを有していることが注意せられる。中核的な問題、即ちグルントヘルによる自營農業は果して廢棄せられたかという問題が、すでにそうであり、第二類の問題もまたまさにその通りである。また、第一類の問題の中、第一群の賦役の「解消」は果して行われたかの問題、第二群のヴィリカチオの「分割」は果して行われたかのそれ、それらが悉く經濟史家たちの命題に對する反問であることは、言うまでもない。いわば、經濟史家たちに何らかの命題が存在する限りにおいてのみ、その命題に對する反問というかたちで、問題が提起せられて来るよう見られるのであり、**その限りにおいては**、教授の設定した個々の問題は、獨創性と積極性とに乏しい、と見られるであろう。問題設定における教授の獨創性と積極性は、經濟史家によって定立せられたあらゆる命題、殊に定式化せられた一切の命題に對して、反問を加え、命題の裏返しを志向する・その全體としての反問精神に存するであろう。第一類中の第三群の問題、即ちヴィリカチオ=直營地の新設または擴大という逆現象が生じなかったかを問う問題については、教授自ら『この點については今まで少しも注意せられたことがな

い』と述べて(154 頁), 同題自體の獨創性と積極性とを誇っているけれども(155 頁参照), この問題の場合においても, 全體としての反問精神が, ヴィリカチオの廢棄という定式化せられた命題に對して反撃を試みたものに外ならない, と考えられる。

ところで, ここにいう全體としての反問精神そのものは, 一體何を志向するものであろうか。それは反間に重ねるに無限に反問をもつてするものであり, 停止するところを知らないものであろうか。それともそれは, 少くとも一應の終結點を有つものであろうか。この問題は, ドープシュ教授における歴史學的認識——殊にその畫象的認識——の職分と構造, その研究方法, それらの特徴を問う問題に連なるものであろう。この問題を念頭に置きつつ, 右に掲げたドープシュ教授によって提起せられた問題を吟味すると, 教授の問題構成における第二の特徴が見出される。

**第二の特徴は**, ドープシュ教授によって提起せられたすべての問題が, 時間的には漠然と 10—13 世紀の全體に懸けられており, 空間的には一般的にドイツの全體に繋がれている點に存するであろう。

思うに, ラムプレヒト等の經濟史家が注意したのは, ドイツ中世における社會・及び經濟發展においてまさに 12—13 世紀の交が占める轉換點的地位であった。ドープシュ教授は, この時點の轉換點的地位を強調する經濟史家たちの命題を問題として受けとりつつ, それに對して反問を提起すること前記の通りであるが, その際教授は, 轉換點を他の時點に求めるという志向において反問を加えたのでもなければ, 復數の轉換點的時點を求めるという意志において反問を行ったのではない。教授は, 總じて轉換點の想定を無視する内容において, 反問を行ったのであると言わねばなるまい。もとより轉換點の想定を否認することは, 即史料的探求の結果をまって初めて可能となるわけであるけれども, 設問自體がすでに, 第 8 章の題名が明示しているように,『中世盛期において經濟の構造變化が行われたか』とせられているのである。そして教授にとっては, かように一般化せられた

設問の下に, 12—13 世紀における轉換點的現象として想定せられて來た事象が, 10—13 世紀のあらゆる時期に——否, それに先きだってすでにカロリング時代にも, また 13 世紀以後にも——存在する事實を史料によって實證することが, 歷史學的認識の職分なのであり, その畫象的認識は, ある時點における特殊の現象と考えられて來た事象が, 中世のあらゆる他の時期にも存在することを確認する・そのことのうちに成り立つ性格のものである。そして, まさにそのような畫象的認識こそ, 第 8 章の末尾に教授が述べたような,『中世盛期の時代(10—13 世紀)を經濟の全經過のうちに有機的に且つ無理なく組み入れることを可能にする』(163 頁) ものなのである。しかしながら, 教授における歴史學的認識の職分と畫象的認識の構造とがこのようなものであるということは, 教授に經濟構造の時代的轉換の思想または意識がなかったことを意味するものではない。そのことは, たとえばこの章の中でも『ドイツの村落共同體がすでに發達しそれが自治権を獲得した時代』としての 15—16 世紀について語っている(159 頁)事實によっても明かである。それにも拘らず, そのような時代をまさに「時代」として際立たせることが, 教授にとっては, 歷史學的認識の職分ではなく, 諸時代間の相違を越えてある同一性の存在することを實證することが, その任務であったのである。そしてその職分を果すために採られた研究の具體的方法こそ, 異った諸時代間の對比という・あの方法に外ならない。教授における對比の意味は, それによって時代的特徴をいわば個性的なものとして際立たせることを志向する點には存せず, それとは逆にある一般性の存在を指摘することを意圖する點に存するのである。

これと全く同様の事情が, 地域の處理についても認められるであろう。教授の主要研究對象は東南ドイツ地域であるが, 右に掲げられた問題は悉く, ドイツの全土にかかるものとして提起せられている。即ち, それらの問題は, 東南ドイツについて検討せらるべきものであると同時に, それ以外の地域についても前者との對比において吟味せらるべきものなのである。その際, 諸地域間の對

比なるものは、諸時期間のそれと同様に、それによってドイツ全地域に同一事態の存することを一舉に實證しようとする志向のものなのである。換言すれば、個性的な諸地域の複合體としてドイツの全體を彫塑的・立體的に捉えることが、諸問題をドイツの全體にかけるということの意味ではなく、一つの畫面に同一契機の遍在している事實を指摘することが、その意味であるように見える。しかも、注意すべきことには、東南ドイツとの對比において史料的に顧みられた諸地域なるものは、前節の末段で指摘した通り、東南ドイツ地域と同様に賃子帳の作製が盛んに行われたライン・及びその支流地域を主とするのであり、ドイツの一切の地域が史料的に盡されているわけではない。それにも拘らず、教授はその限られた對比を通じてドイツの全體を蔽う畫象的認識に到達しうるもののように考える。もとより教授の立場からするならば、諸地域毎に異った事態の存するであろうことを豫想すること自體が、獨斷であるに違いない。しかしながら一方において 12—13 世紀以降に賃子帳の作製が、グルントヘルシャフトの合理的經營への志向の下に、盛んに行われた二つの地域としての東南ドイツとライン及びその支流地域、他方においてその作製が絶無ではなかったとしても今までその刊行せられたものにつき聞くところのない北部・及び中部ドイツ地域、この兩者の間に事態の相違が存在するかも知れないと考えることは、單純な獨斷ではなかろう。しかしながら、教授の研究方法上の特徴を問題とする際に重要なことは、これらの兩地域の間に事態の相違の存在を豫想することが獨斷であるかどうかを決定することではなく、たとえ相違の存在が發見せられえたとしても、なお且つその相違の底に何らかの同じ事態が共通に存在することを検出せずには止まぬ普遍化的・同一化的認識への志向が、教授に存するかどうかを論定することである。もとより、實證史家としての教授の主體的意識においては、それは「志向」の問題ではなく、「事實認識」のそれであるに違いない。しかしながら、實證史家の主體的意識自體を對象化して、その性格と志向とを更に論究する立場からすれば、それは依然として

志向の問題であろう。そのような志向を問題として教授の方法を検討するならば、諸地域處理の場合にもあの普遍化的・同一化的認識への志向が強烈でありドミナントであることが見のがしえないのであり、その志向を容易に充たしうるものとして、東南ドイツ地域に對する對比物としてあたかもライン・及びその支流地域が選ばれたことは、きわめて合目的的であったと評されねばなるまい。

ところで、以上考察したように、時代の點でも地域の點でも普遍化的・同一化的認識方法が追及せられているとすれば、かようの歴史學的認識なるものは、結局のところ、歴史の抽象化に歸着せざるをえないのではあるまいか、という疑惑が生じるであろう。しかしながら、ドープシュ教授の場合には、決してそうではないのである。教授の場合には、普遍化的・同一化的認識方法をとりながら——というよりも、あたかもそのような方法をとることによつて——、かえって歴史的現實のある具體的把握を可能ならしめるのみならず、それを必然のものたらしめるように見える道が切り開かれていることを、われわれは發見するであろう。この點を明かにするためには、われわれは更に進んで、教授によるあの問題提起における第三の特徴につき注意せねばならない。

第三の特徴として、ドープシュ教授によって提起せられた諸問題の殆んどすべてが經濟史家の命題への反問のかたちをとっているにも拘らず、ただ一つの問題だけは積極的なかたちで提起せられており、且つ眞に獨創性を帶びているように見られる點を、擧げることができよう。その問題といふのは、第一類第一群に屬する三問題のうち第二の問題であり、賦役がグルントヘルによって放棄せられる場合の主要動機 (Hauptmotiv) は何かをたずねるものである。第一類第三群に屬する問題——ヴィリカチオの新設または増設の主要動機は何か——もまた、前の問題と本質を等しくしている。もとより經濟史家のうち、それらの動機に注意を拂ったものは絶無ではなかつたであろう。しかしながらこの主要動機をたずねるという仕方において、ドープシュ教授はグルントヘルシャフト經營の擔い手の問題、特にその經濟精神の問題

を意識的に前面に押し出し、且つその問題をきわめてリアルに、きわめて具体的に、きわめて個別的に問題とするにいたったのであり、まさにその點に第一類第一群の第二問題（及び第一類第三群の問題）の獨創性と積極性とを認めざるをえない。かかる教授は、1904年公刊せられた自編の『オーストリア賃子帳』の序説の中で、舊ヴィリカチオ體制からの賃子地制への移行現象、直營地の分割現象について説き、*Fontes rerum austriacarum*, II. 3, 543, 544 所掲のツヴェットル修道院賃子帳の記事とともに、*Fontes rerum austriacarum*, II. 11, 17 所掲のハイリゲンクロイツ修道院宛、1187年の文書の一節、"in loco qui dicitur Minchendorf, quem predicti fratres S. Crucis spe maioris utilitatis de grangia in villam redegerunt" を擧げて、その證とした<sup>16)</sup>。即ちそこでは、この文書は直營地（grangia）が農民村落（villa）に變更せられた事實を證するものとして引かれているに過ぎない。しかるに、『ヘルシャフトと農民』第8章にいたると、この文書中の "spe maioris utilitatis"（『より多くの效益を希求して』）という動機に、特別の注意が拂われるにいたっている（131, 142頁）。今や自營農業放棄の事實そのものよりは、その動機が——そして、その動機の中核をなすものとしてグルントヘルの經濟精神が——教授にとって問題になって來たのである。そして教授は、このグルントヘルの經濟精神を特別の考察に附する必要を感じるほどにこの問題を重視し、第11章『經濟精神と經營の合理化』の一章を特設するにいたった。

この第11章（203—219頁）において教授は、グルントヘルの經濟活動の能動性につき論證を行った第10章『大土地所有の擴大とその經濟的能動性』（176—203頁）の後をすぐに受けて、かれらの經濟的能動性を動機づけていると見られるところの、利潤追及的・計量的・合理的經濟精神の強度の存在につき論定を試みる。即ち教授は、劈頭にあたかもあのハイリゲンクロイツ修道院に關する文書に見える "spe maioris utilitatis" を掲

げて、これが直營地變更の動機であった點を再び強調し、進んで、所有地の賣却、交換、購入、貸附等の經濟的措置が、"maioris utilitatis spe allectus", "causa maioris utilitatis", "ad maiorem ecclesiae utilitatem", "ad meriores usus" 等によって動機づけられていることを、諸史料によって指摘する（203—206頁）。そして教授は『總じて經濟の主動機としては、より多くの所得、最大の利潤への努力が有力であり、支配的であった』と結論するだけで満足せず、更に『以上行った觀察からしてすでに、計量的經濟精神がその當時發條として一切の組織と經濟の經營とを支配していたことが、明かである。この計量的經濟精神は、マックス・ウェーバーがかつて述べたように、漸く宗教改革のときに、それも特にカルヴァインの教義によって、16世紀に新しく成立した、というようなものではない。それはたゞかに、われわれがここで取扱っている時代（10—13世紀）に向ってドイツに存在しており、且つ明かに全經濟遂行を決定的に規定していた』と斷言する（207—208頁）。かようにして、第11章は、マックス・ウェーバーが西歐近代の資本主義精神の特性と生成過程とを究明しようとした・の大論文『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（1904—5年）の存在を明白に意識し<sup>17)</sup>、そこでウェーバーの所論を批判する意識において、10—13世紀のドイツにおける利潤追及的・計量的・合理的經濟精神の強度の存在につき、論證を企てたものに外ならない。その際、第11章を貫ぬくドープシュ教授の問題は「中世盛期のドイツにおいては、いわゆる近代的な經濟精神は存在しなかったか」という如きかたちに要約せられうるものであろう。そして、この第11章における教授の問題意識は、この問題構成にうかがわれる限り、「現代ヨーロッパの經濟精神と中世ドイツのそれとの間に本質的相違が存在するか」という如き疑問のうちに深く

17) ドープシュ教授は、Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus. Archiv für Sozialwissenschaft, 20. u. 21. Bd. を Herrschaft und Bauer, S. 208, n. 1 に注記している。

16) Österr. Urbare, I, 1. Einleitung, S. CXIII, n. 2.

と横たわっていた、と見うるであろう。そして、かようの問題意識そのものは、更に深くは、總じて現在と過去とを貫ぬく内的一貫性の確認をきびしく志向する生活心情の知的レフレクションである、と考えられるであろう。

ところで、かようの問題と問題意識とは、果して第 11 章のみの特有物であろうか。第 11 章における教授の問題と問題意識、そこにおける所論と主張とを念頭に置き、その章の劈頭に引かれたハイリゲンクロイツ文書の“spe maioris utilitatis” を媒介として、立ち返って第 8 章を検討すると、賦役がグルントヘルによって放棄せられた場合の主要動機を問うところのあの第一類第一群第二問題、ヴィリカチオの新設または増設の主要動機をたずねるあの第一類第三群の問題の何れもが、第 11 章の問題の一變形に過ぎぬことが、何びとも直ちに明瞭になるであろう（207 頁参照）。教授は、この二つの問題において、「中世盛期のドイツにおいては、いわゆる近代的な經濟精神は存在しなかったか」を、具體的なかたちで問うてゐるのである。そして、まさにこの二つの問題のうちに、教授のあの深い問題意識が最も積極的にまた最も獨創的に發現していると見られるであろう。しかしながら、教授は、第 8 章中あの二つの問題の場合においてのみ、經濟精神を問題にしたのであろうか。第 11 章における教授の問題設定と見解との光に照らして、第 8 章の他の諸問題を吟味すると、その一切が實は經濟精神を問題とするものに外ならないことを、われわれは見出すではあるまい。第 8 章は、經濟構造とその變化の有無とを問題とするような外貌の下に、實は經濟精神とその機動性の實態とを問題にしたのではなかっただろうか。何れにしても、第 8 章の末尾に教授が『われわれは……經濟のより大いなる可動性と、その時に存在する自然的諸條件や多様の經濟形態への・經濟のより大いなる適應性とを、認めざるをえない』と述べたとき（163 頁），その可動性と適應性との擔い手として教授が意識していたものは、グルントヘルの經濟精神であったのである。

かようにして、ドーブシュ教授が第 8 章におい

て深く問おうとしたものは、グルントヘルの經濟精神の實態は何かということであった、と考えざるをえない。そして、經濟構造の變化の有無を問う問題は、經濟精神の實態を明かにするための媒介として設定せられたものに過ぎず、極言すれば、それ自體としては獨立の意味を有しておらないようく觀察せられる。ところで、ここに注意を要するのは、ドーブシュ教授がグルントヘルの經濟精神の實態を究明する場合の・その仕方である。教授は、この問題において、グルントヘルの經濟精神の特性一般を抽象的に究明しようとはせず、個々のグルントヘルの經濟精神が個々の機會に、いかなる様相と強さとの下に、能動的に作用したかを具體的に捉えようとした。かくて、いわゆる計量的經濟精神の發動という一般様相の下に、歴史的現實の眞に多形な畫象が描かれてゆくことになる。その畫象においては、ある時期の時代的一般特性とか、ある地方の地域的一般特性というものよりも、更に個性的で更に具體的な個々の事象が、個々のグルントヘルの經濟精神の發動成果として、ひとつひとつレアルに描き分けられているのである。教授の場合において、時代と地域とについて採られた普遍化的・同一化的認識方法が歴史の抽象化におちいらず、ある種の具體的把握を形作りうるのはかくの如き方法がとられていることに基づく。もとよりかくの如き把握は、歴史的現實のある一つの具體的把握に過ぎないであろう。そのような把握が、ドーブシュ教授の場合に、一體何を意味し、何故にあたかもそのような方法がとられているのかを論定しうるためには、現在と過去との内的一貫性の確認を志向する生活心情の知的レフレクションとしての・あの問題意識の構造と形成過程とを、教授の全學問業績への追體驗的理解の方法にしたがって究明する必要がある、と考えるのであるが、その作業はもはやこの拙論では行いえないのである。

以上考察したように、ドーブシュ教授が『ヘルシャフトと農民』第 8 章において深く意識した問題が、グルントヘルの經濟精神は何かということであったとすれば、いわば對決を要するのは、西歐

近代の資本主義精神の歴史的特殊性を強調するマックス・ウェーバーの所論との間であって、12—13世紀における經濟構造の變化に關するラムブレヒト等の「古典的見解」との間ではないであろう。ドープシュ教授の第8章との對比において拙著『獨逸中世の社會と經濟』に對して批評が寄せられたとき、私は更めて第7論文たる舊稿『クロスター・ノイブルク修道院のグルントヘルシャフト』を吟味した。そして13世紀の中葉におけるこの修道院の「實態」に關する限り、私の觀察は大體において妥當であることを再確認した。そして實態觀察の面に關する限り、ドープシュ教授といえども、反対するところ多くはないであろうと考えた。しかしながら、問題はこの一つの實態をドイツ中世經濟の全發展のうちにいかに位置づけるか、という點に存する。この位置づけの面については、私の舊稿はドープシュ教授の贊同をえがたいものであるに違いない。しかしながら、位置づけの問題をめぐって私の舊稿の當否を論定するは

るか以前に、總じて位置づけすること自體の意味內容について——教授の言葉をそのまま用いるとすれば、一つの實態を『經濟の全經過のうちに有機的に且つ無理なく組み入れる』(163頁)ということ自體の意味內容について——、きびしく省察する必要があることを痛感した。これは、結局、研究者たちにおける研究志向、その研究方法と問題意識を明かにする問題であるであろう。かくて、私は本稿に先きだつて試論において、マックス・ウェーバーの研究志向につき若干の考査を行った<sup>18)</sup>。その試論と同様に、この拙論もまた、ドープシュ教授における研究志向、その研究方法と問題意識、それらをたずねようとする一習作に過ぎないのである。

— 1951・5・17 —

18) 『社會經濟史研究におけるマックス・ウェーバー』(『一橋論叢』第24卷第5號、1950年11月)。